

社団法人 岐阜県建築士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人岐阜県建築士会（以下本会という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を岐阜市に置く。

2 本会は、総会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協力によって、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、もって広く社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)建築士の社会的地位の向上、業務の進歩改善に関する施策
- (2)建築士の技術向上に関する施策
- (3)建築士制度の普及啓発及びその改善に関する施策
- (4)建築士の品位の保持向上に関する施策

公益社団法人 岐阜県建築士会 定款（案）

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人岐阜県建築士会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜市に置く。

2 本会は、総会の決議を経て必要の地に従たる事務所（以下「支部」という。）を置くことができる。支部に関する規程は、理事会の議決を得て、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築技術に関する研修並びに指導及び連絡に関する事務を行い、もって建築文化の進展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(規 律)

第4条 本会は、別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)建築士の業務の進歩改善に関する調査、研究並びにその促進に関する事業
- (2)建築に関する調査、研究及び普及宣伝に関する事業
- (3)建築士制度の普及、宣伝並びにその改善に関する事業
- (4)建築士の品位の保持、向上に資する事業

(5)官公庁等からの業務受託に関する事業

(6)前各号に関する会報、その他印刷物の刊行並びに頒布

(7)その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別と資格)

第5条 本会の会員は正会員、準会員及び特別会員の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は、岐阜県内に居住し又は勤務する建築士とする。

3 準会員は、岐阜県内に居住し又は勤務する者で、将来建築士になろうとする者とする。

4 特別会員は、個人又は団体で本会の事業を賛助する者とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第7条 正会員又は準会員として入会の承認を受けた者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(5)官公庁及び関係団体からの業務受託に関する事業

(6)建築士法に規定する二級建築士及び木造建築士の登録閲覧事務

(7)講習会、講演会、セミナー、研修会、展示会、見学会等の開催事業

(8)会員の福利増進に関する事業

(9)会報及び前各号に関する印刷物の刊行頒布事業

(10)その他本会の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岐阜県及びその周辺の地域において行うものとする。

第3章 会 員

(種別と資格)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1)正会員 岐阜県内に居住し、又は勤務する建築士法第5条により免許を受けた者

(2)準会員 岐阜県内に居住し、又は勤務する者で将来建築士になろうとする者

(3)名誉会員 本会对し特に功績のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(4)賛助会員 個人又は団体で本会の事業を賛助する者

(入 会)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員（以下「正会員等」という。）になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、総会において別に定めた入会基準により、理事会においてその可否を決定しなければならない。

3 前項の規定により、可否について申込者にその旨を通知する。

(入会金)

第8条 正会員又は準会員として入会の承認を受けた者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第9条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において

(退 会)

第9条 会員は退会をしようとするときは、会費を完納したうえで、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、若しくは資格を失ったとき、又は法人が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員がその義務を怠り又は本会の名誉を毀損したと認めるときは、理事会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 会員が退会、除名その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

別に定める会費を納入しなければならない。

2 準会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 前条の入会金及び前2項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(退 会)

第10条 正会員等は、退会をしようとするときは、会費を完納したうえで、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会をすることができる。

< 削 除 >

(会員権利の停止)

第11条 正会員等が会費又は賛助会費(以下「会費等」という。)の支払義務を1年以上履行しなかったときは、理事会の決議を経て会員の権利の一部を停止することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経てその資格を喪失する。

(1)会費等の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2)退会したとき。

(3)死亡又は解散したとき。

(4)総正会員が同意したとき。

(5)除名されたとき。

(除 名)

第13条 会員がこの定款その他規則に違反したとき、又は本会の名誉を毀損したと認められるに至ったときは、総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 会員の除名を行ったときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定に至ったときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその権利を喪失しても、既納の入会金、会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名以内
専務理事	1名
理事	35名以上45名以内(会長、副会長、専務理事を含む。)
監事	2名
評議員	20名以上30名以内

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、理事、監事及び評議員は、正会員の中から総会において選任する。

2 専務理事は、理事のうちから理事会の同意を得て会長が指名する。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 本会に、次の役員を置く。

理事	20名以上25名以内
監事	2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、正会員又は学識経験者の中から総会の決議によって各々選任する。

2 理事会は、代表理事又は執行理事を選任又は解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により代表理事候補者又は執行理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選任する方法によることができる。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事により副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は4名以内、専務理事は1名とする。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係のある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 監事は、本会の理事を兼ねることができない。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届出をしなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第15条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て会長が定める。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(役員の職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位により会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し本会の業務を処理する。

(役員の解任)

第17条 役員は、次に各号のいずれかに該当するときは、いつでも総会において出席正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決権を有する総正会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

< 削 除 >

(役員の報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び外部理事は、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、第15条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 3 代表理事に欠員が生じた場合は、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員の職務・権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、民法59条に規定する職務を行う。

6 評議員は、評議員会で重要会務を審議し議決する。

6 業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次の職務を行う。

(1)理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2)本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3)総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。

(4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5)前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7)理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令違反若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会が著しく損害を生じのおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

< 削除 >

8 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(取引の制限)

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする本会との取引

(3)本会がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引した理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第37条に定める理事会運営規則による。

(責任の免除又は限定)

第22条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は外部役員との間に、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び相談役)

第23条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めたとで選任する。

3 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1)会長の相談に応じること。

(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

<削除>

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(支部長)

第24条 支部には、支部長1名を置く。

2 支部長は、支部総会において、当該支部を構成する正会員の中から選任し、支部を代表する。

(顧問及び相談役)

第18条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、かつ、各種の会議に出席して意見を述べる
ことができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 顧問及び相談役の任期は、これを委嘱した会長の任期に従う。

第4章 会 議

第5章 会 議

第1節 総 会

(会議の種別)

第19条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会の3種とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第20条 定時総会は、毎事業年度の終了した日から2月以内に、会長が招集する。

2 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

(1)理事会又は評議員会で必要と認めるとき。

(2)正会員3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して請求のあったとき。

(3)監事が必要と認めるとき。

3 総会の招集は、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び付議事項を正会員に書面をもって通知しなければならない。

(総会の議事)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び収支予算

(2)事業報告及び収支決算

(3)基本財産の取得及び処分

(4)その他、理事会又は評議員会で必要と認められた事項

(構成及び種類)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

4 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(開催及び招集)

第26条 定時総会は、毎事業年度の終了した日から2ヶ月以内に開催し、理事会の決議により会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催し、会長が招集する。

(1)理事会において開催の決議がなされたとき。

(2)議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3)監事から開催の請求があつたとき。

(4)会長は、第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会の招集は、開催日の1週間前までに、理事会で決議した会議の日時、場所、付議事項及びその他法令に定められた事項を正会員に書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面又は電磁的記録(以下「書面等」という。)によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(権 限)

第27条 総会は、次の事項を議決する。

(1)会員の除名

(2)役員を選任及び解任

(3)役員報酬及び費用に関する規程

(4)定款の変更

(5)各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6)入会基準並びに会費等の金額

(7)解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8)重要な財産の処分及び譲受け

(9)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10)その他理事会で必要と認められた事項

(総会の議決)

第22条 総会は正会員の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 正会員は各1個の議決権を有する。
- 3 議決権の行使は他の出席正会員に委任状を用いて委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

- 4 総会の議長は出席正会員の中から選任する。
- 5 総会の議事は出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(11)前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第26条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(定足数及び決議等)

第28条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について書面等をもって決議し、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。この場合は、前項の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

- 3 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。
- 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる議事は、総正会員数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 6 前2項の決議の場合、議長は正会員としての議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第30条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

(理事会)

第23条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び理事で構成し会長が招集しその議長となる。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)事業の執行に関する事項
- (2)総会又は評議員会に付議すべき事項
- (3)その他会務運営上必要な事項

第2節 理事会

(設置)

第31条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第32条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 支部その他重要な組織の設置、変更及び廃止（総会の決議に要する事項を除く。）
- (9) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (10)第22条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- (11)前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に6月、9月、12月及び3月の年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第20条第7項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。
- 4 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 5 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による理事が招集する場合は、理事が、及び前条第3項第4号後段による監事が招集する場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第3号又は第4号の前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数及び決議等)

第35条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項前段の場合において、議長及び特別の利害関係を有する理事は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。
- 5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

< 削除 >

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

(評議員会)

第24条 評議員会は、評議員をもって構成し、会長が必要と認めるとき、又は評議員の3分の1以上が必要と認めた場合に会長が招集する。

2 評議員会の議長は、出席評議員のうちから選任する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

(1)総会に提出する議案

(2)細則及び諸規定の制定又は変更に関すること

(3)その他理事会で必要と認めた事項

4 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

6 会長、副会長、専務理事及び監事は、評議員会に出席し意見を述べることができる。ただし、評議員でない役員は議決に加わることはできない。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)正会員、理事又は評議員の現在数

(3)出席した正会員数、理事又は評議員数(書面表決者及び委任者を含む)

(4)議決事項

(5)議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 基金

(基金抛出)

第38条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の抛出を求めることができる。

(基金の扱い)

第39条 基金の募集・割当て・振込等の手続、基金の管理及び基金の返還等の扱いは、総会の

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 本会の資産は、財産目録記載の財産及び次に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

- (1)入会金及び会費
- (2)寄付金品
- (3)資産から生じる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)その他収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、会長が管理しその方法は、理事会の議決により会長が定める。

決議を経て会長が別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第40条 本会は、第53条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金の返還手続により、基金拠出者に返還できるものとする。
- 3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに信託をすることができないものとする。

(基金の返還手続)

第41条 基金の返還は、総会決議に基づき一般社団・財団法人法第141条に規定する限度の範囲で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還手続については、総会の決議を経て別に定める。

(代替基金の積立)

第42条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取り崩しは行わない。

第7章 資産及び会計

(財産の種類別)

第43条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である公益目的事業を行うために不可欠な財産として理事会で定められたものとする。ただし、本会の公益法人移行時の基本財産は、末尾の公益法人移行時の財産目録で、基本財産として特定された財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産の以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第5条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(資産の管理及び処分)

第44条 基本資産について本会は、適正な維持及び管理に務めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(経費の支弁)

第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(暫定予算)

第29条 会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

< 削 除 >

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会に報告するものとする。又これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに岐阜県知事に提出しなければならない。

< 削 除 >

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に岐阜県知事に提出しなければならない。

3 本会は第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書に記載するものとする。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第31条 本会には特別会計を設けることができる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 本会は、民法第68条第1項2号から4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は出席正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の許可を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は総会の議決を経、かつ、岐阜県知事の認可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体又は岐阜県に寄付するものとする。

(特別会計)

第49条 本会には特別会計を設けることができる。

(会計の原則)

第50条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、第53条の規定を除き、総会において議決権を有する総正会員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものは除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、岐阜県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく岐阜県知事に届出をしなければならない。

(合併等)

第52条 本会は、総会において議決権を有する総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を岐阜県知事に届出をしなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第53条 本会は、一般社団・財団法人法第148条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

<削除>

<削除>

2 本会が解散等により精算するときに有する残余財産は、総会の議決により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときは除く。)において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第17条に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、時事に関する日刊新聞に掲載する方法とする。

第7章 委員会及び委員

(委員会及び委員)

第34条 本会は、理事会の議決を経て特定の事項につき委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第10章 委員会及び委員

(委員会及び委員)

第56条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員会の設置、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第8章 事務局

(事務局)

第35条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 職員の任命は、理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 4 事務局長及び職員は、有給とする。
- 5 前4項に定めるもののほか、事務局に関する事項は会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局長及び職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局規程による。

(備え付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営の内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第9章 雑 則

(施行細則)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞き、評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は昭和26年10月6日から施行する。

(以下省略)

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委 任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

4 この法人の最初の代表理事は _____、執行理事は _____、及び _____ とする。

別表 財産目録

財産の種類	場所・物量等
土地	宅地 275㎡ 岐阜市藪田南1丁目13番地6
出資金	株式会社ぎふ建築住宅センター 72株 岐阜信用金庫 1株
プロジェクター	1台
電話加入権	2株